建設業法令の改正並びに 建設業許可申請・経営事項審査の 留意点

令和5年10月

栃木県 県土整備部監理課 建設業担当

目次

第1編【建設業法令の改正】

A 金額要件の見直し

(R4.11.18 建設業法施行令 一部改正)

- ①特定建設業許可、監理技術者配置、 施工体制台帳作成を要する下請契約代金の下限
- ②主任技術者・監理技術者の現場専任を要する 請負代金額の下限

B 営業所専任技術者の要件緩和

(R5.5.12 建設業法施行規則 一部改正)

C 工事現場における書面掲示義務の緩和

(R4.3.31・R5.5.12 建設業法施行規則 一部改正)

第2編【建設業許可申請・経営事項審査の留意点】

A 建設業許可申請·変更届出書

- ①提出部数の変更
- ②県独自様式の導入
- ③「株主(出資者)の追加・削除」に係る 変更届出書での提出様式

B 経営規模等評価申請(いわゆる「経営事項審査」)

- ①「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する ために必要な措置の実施状況」について
- ②建設機械の保有状況(ダンプ車)の注意点
- ③技術者の有資格区分コードの追加

第1編【建設業法令の改正】 A 金額要件の見直し

R5.1.1より施行

①特定建設業許可、監理技術者配置、施工体制台帳作成を要する下請契約代金の下限

「特定建設業許可を有しなければならない」

「特定建設業者が主任技術者に変えて**監理技術者**を配置しなければならない」

「発注者から直接受注した工事について、特定建設業者が**施工体制台帳**を作成しなければならない」

下請契約総額のボーダー

税込4,000万円以上 (建築一式工事は、6,000万円以上)

引き上げ

税込**4,500**万円以上 (建築一式工事は、**7,000**万円以上)

~留意点~

- ・特定建設業許可の<u>許可要件そのものに変更はありません</u>(従来通り)。
- ・工期途中における監理技術者から主任技術者への途中交代については、**発注者と十分協議し**、 工程上一定の区切りと認められる時点で交代を行うほか、工事の継続性・品質確保等に支障がないように 対応することが必要です。

第1編【建設業法令の改正】 A 金額要件の見直し

R5.1.1より施行

②主任技術者・監理技術者の**現場専任を要する**請負代金額の下限 「現場配置の技術者がその工事現場に専任しなければならない」請負金額のボーダー

税込3,500万円以上 (建築一式工事は、7,000万円以上)

引き上げ

税込**4,000**万円以上 (建築一式工事は、**8,000**万円以上)

~留意点~

- ・元請負人、下請負人に拘わりません(従来通り)。
- ・工期途中において現場専任技術者を非専任に変更することについても、**請負契約の当事者間で十分協議し**、 工程上一定の区切りと認められる時点で交代を行うほか、工事の継続性・品質確保等に支障がないように 対応することが必要です。

R5.7.1より施行

以下の表に掲げる検定種目に係り、

- ・一級の第1次検定(技士補)または第2次検定(技士)に合格した者は、 大学において表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その合格後3年の実務経験を有すること
- 二級の第1次検定または第2次検定に合格した者は、高校において表に掲げる学科を卒業した者と同様に、<u>その合格後</u>5年の実務経験を有することにより、一般建設業許可の営業所専任技術者の要件を満たすこととなりました。

検定種目	指定学科
土木施工管理・造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

第1編【建設業法令の改正】 B 営業所専任技術者の要件緩和

- 18	% +b □												<u> </u>	書 影	2 美	美 0) 和	重类	頁											
コード	資格区分	土:	建	大	左	ح	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
13	一級土木施工管理技士*1	7			7×	7	7	7 _{**}			7 _{**}	7	7*	7	7			7	7*			7*			7*		7		7*	7
1H	一級土木施工管理技士補				7*	7*	7*	7*			7 _*		7 *		7 *			7*	7×			7 *			7*		7 *		7*	7 *
14	二級土木施工管理技士(土木)*1	7			70	7	7	70			7 0	7	7 0	7	7			7 0	7 0			70			70		7		70	7
1J	二級土木施工管理技士補(土木)				70	7 0	7 0	7 0			7 0		7 0		7 0			7 0	70			7 0			70		70		70	70
15	二級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)				7 0	7 0	7 0	7 0			7 0		7 0		7 0			7	7 0			7 0			7 0		7 0		70	7 0
1K	二級土木施工管理技士補(鋼構造物塗装)				7 0	7 0	7 0	7 0			7 0		7 0		7 0			7 0	7 0			7 0			7 0		7 0		7 0	7 0
16	二級土木施工管理技士(薬液注入)				7 0	7	7 0	7 0			7 0		7 0		7 0			7 0	7 0			7 0			7 0		7 0		70	7 0
1L	二級土木施工管理技士補(薬液注入)				7 0	7 0	7 0	7 0			7 0		7 0		7 0			7 0	7 0			7 0			7 0		7 0		70	7 0
20	一級建築施工管理技士*1		7	7	7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7	7*	7				7		7 _{**}	7*	7
2C	一級建築施工管理技士補			7*	7*	7*	7 *	7*			7 *		7 *			7×	7×	7*	7*	7*	7*	7*				7*		7*	7*	7 *
21	二級 " (建築)*1		7	7 0			7 0		7 0			7 0	70	7 0				70		7 0	70	7								
22	〃 (躯体)*1			7	7 0	7	7 0	7 0			7	7	7			7 0	70	7 0				7 0		7 0	70	7				
23	" (仕上げ)			7	7	7 0	7	7			7		7 0			7	7	7	7	7	70	7				7		7 0	70	7 0
2D	二級建築施工管理技士補			7 0			7 0		7 0			7 0	70	7 0				7 0		7 0	70	7 0								
27	一級電気工事施工管理技士								7												7*							7 _{**}		
2E	一級電気工事施工管理技士補																				7*							7 _{**}		
28	二級電気工事施工管理技士								7												70							7 0		
2F	二級電気工事施工管理技士補																				7 0							7 0		
29	一級管工事施工管理技士									7			7 *		7 _{**}	7 *		7×	7*		7*	7 _{**}			7 _{**}	7*	7 *	7×	7 _{**}	7 *
2G	一級管工事施工管理技士補												7 *		7 *	7×		7 *	7*		7*	7*			7*	7*	7*	7 _{**}	7*	7 *
30	二級管工事施工管理技士									7			7 0		7 0	7 0		7 0	7 0		70	7 0			7 0	70	7 0	7 0	70	7 0
3A	二級管工事施工管理技士補												7 0		7 0	70		7 0	7 0		70	7 0			7 0	70	70	70	70	70
33	一級造園施工管理技士				7×	7 *	7 *	7*			7 *		7 *		7 *							7*		7	7*		7 *		7*	
3D	一級造園施工管理技士補				7×	7 *	7 *	7*			7 *		7 *		7 *							7*			7*		7 *		7*	
34	二級造園施工管理技士				70	70	7 0	70			7 0		7 0		7 0							7 0		7	70		70		70	
3E	二級造園施工管理技士補				70	7 0	7 0	70			7 0		7 0		70							7 0		7	70		70		70	

建設業許可申請の手引(令和5年度版)より抜粋した、具体的な資格区分と対応する建設業の種類の一覧表です。

※手引: P50・51

【7※】合格後3年の実務経験が必要 【7○】合格後5年の実務経験が必要

なお技術検定のうち、

- 建設機械施工管理
- ・電気通信工事施工管理
- の2種目は、対象外です。

経営事項審査においても、本要件緩和による技術者が新たに評価対象に加わることとなります。

※第2編 経営規模等評価申請 (いわゆる 「経営事項審査」) にて解説あり。

第1編【建設業法令の改正】 B 営業所専任技術者の要件緩和

~留意点~

- ・本要件緩和に係る検定種目は、建設業法上規定されている検定種目に限られます。
- ・現場配置の主任技術者も、同様の取り扱いが適用されます。
- ・指定建設業(**土木一式・建築一式・電気・管・鋼構造物・舗装・造園**)及び**電気通信工事業**の各建設業においては、本要件緩和は**適用されません**。
- ・特定建設業許可の営業所専任技術者要件(※)、建設工事において配置する主任技術者・監理技術者(※)も同様の扱いです。
 - (※) 指定建設業を除く。
 - ←特定建設業の営業所専任技術者・監理技術者になる場合には、さらに指導監督的実務経験を有していることが必要です。

公共工事における本要件での技術者の配置については、入札公告等をご確認の上、発注元の各自治体にお問い合わせください。

第1編【建設業法令の改正】 C 工事現場における書面掲示義務の緩和

建設業者に作成・備え付けが義務づけられていた以下の書類について、<u>紙面による表示</u>が前提であったところ、 「電磁的手段」による表示も行うことができることと改められました。

①施工体制台帳について

特定建設業許可が必要な建設工事の元請負人である特定建設業者や、公共工事の元請負人である建設業者に対しては、 「**施工体制台帳**」の作成と工事現場での据え置きが義務づけられていますが…

- ・必要な事項がPCや記録媒体にデータで記録され、必要に応じて工事現場において**明確にPCの画面等出力装置の映像面に表示される**場合についても、その記録は建設業法施行規則に規定する施工体制台帳への記載と同等に 扱われます。
- ・施工体制台帳への**添付書類**も、スキャン等によりPCや記録媒体にデータで記録され、必要に応じて工事現場において**明確にPCの画面等出力装置の映像面に表示される**場合であれば、その記録も施工体制台帳の添付書類とすることができます。

第1編【建設業法令の改正】 C 工事現場における書面掲示義務の緩和

建設業者に作成・備え付けが義務づけられていた以下の書類について、<u>紙面による表示</u>が前提であったところ、 「電磁的手段」による表示も行うことができることと改められました。

②再下請負通知について

施工体制台帳の作成が必要な建設工事において、下請負人が、<u>請け負った工事の一部をさらに下請負させた場合</u>には、当該下請 負人は「**再下請負通知**」を元請負人に対して行い、併せてその再下請に係る契約書類の写しを添付しなければなりませんが…

スキャン等によりPCや記録媒体にデータで記録され、必要に応じて**明確にPCの画面等出力装置の映像面に表示される**場合であれば、その記録も再下請負通知の添付書類とすることができます。

〈注意点〉

<u>電磁的手段により再下請負通知を行う場合</u>には、以下の電磁的方法の内容を示し、元請負人より予め書面または電磁的方法による承諾を得なければなりません。

- 【1 通知人が使用する手段】
- 例)電子メール、クラウドサービス、記録媒体(USBメモリ等)の受け渡し、etc…
- 【 2 ファイルへの記録方式】
- 例)PDF形式(○○.pdf)、JPEG形式(○○.jpg)、etc···

第1編【建設業法令の改正】 C 工事現場における書面掲示義務の緩和

建設業者に作成・備え付けが義務づけられていた以下の書類について、<u>紙面による表示</u>が前提であったところ、 「電磁的手段」による表示も行うことができることと改められました。

③帳簿について

建設業者は、営業所ごとに帳簿を備え、その帳簿及び添付書類、並びに営業に関する図書*を保存しなければなりませんが…

- ・必要な事項がPCや記録媒体にデータで記録され、必要に応じて営業所において**明確にPCの画面等出力装置の映像面に表示される**場合についても、その記録は建設業法施行規則に規定する帳簿への記載と 同等に扱われます。
- ・帳簿への**添付書類や営業に関する書類**も、スキャン等によりPCや記録媒体にデータで記録され、必要に応じて営業所において**明確にPCの画面等出力装置の映像面に表示される**場合であれば、その記録も帳簿への添付書類・営業に関する書類とすることができます。
- *営業に関する図書とは…
- ・完成図
- ・発注者との打ち合わせ記録
- ・施工体制図(作成が義務づけられている工事の場合のみ) ※営業に関する図書は、元請負人であった場合において保存が義務づけられているものです。

第2編【建設業許可申請・経営事項審査の留意点】 A 建設業許可申請・変更届出書

①提出部数の変更

許可申請書・変更届出書の提出部数が、以下のとおり変更されました。

正本:1部

副本: 2部 (土木事務所・申請者用)



正本:1部

副本: 1部 (申請者用のみ)

また、副本に併せて別途提出を求めていた**入力用は廃止されました**。

様式第1号「建設業許可申請書」 様式第1号別紙二(1)「営業所一覧表(新規許可等)」 様式第7号「常勤役員等(経営業務の管理責任者)証明書」 様式第7号の3「健康保険等の加入状況」 様式第8号「専任技術者証明書」 第2編【建設業許可申請・経営事項審査の留意点】 A 建設業許可申請・変更届出書

②県独自様式の導入

栃木県独自の様式として、「**役員等一覧表(照会用)**」が導入されます。

この様式は、役員等が許可の欠格事項に該当しないかどうか、関係機関に照会する際に用いられます。

【照会の対象者】

●法人…

取締役、執行役(指名委員会等設置会社)、業務執行社員(合同会社)、相談役、顧問、令3条の使用人、株主(総株式の5%以上を保有する者)

●個人…

個人事業主本人、支配人(登記している場合に限る)

→様式第1号別紙一「役員等の一覧表」に記載される者と同様です。

役 員	等一	覧 表 照	会 用)	栃木県用OCRシー
商号又は名称 栃木一建設(株)				
许可番号 第	99999 号			
役員等の氏名①	生年月日	S 25 年	6 月 15 日	性別 M 男: M ョ
姓 栃木		名 一郎		
姓(フリガナ) トチギ		名(フリガナ) イチロウ		
住所		1747		
宇都宮市○○町××−××				
役員等の氏名②	生年月日		11 月 9 日	性別 F 男: M s
姓 下野		名 宮子		
姓(フリガナ) シモツケ		名(フリガナ) ミヤコ		
住所 栃木市 □□△-△-△ 巴波マ	ンション〇〇号	·\$		
役員等の氏名③ 姓	生年月日	H 21 年 2 名	12 月 11 日	性別 M 男: M:
栃木		丸介		
姓(フリガナ) トチギ		名(フリガナ) マルスケ		
住所 大田原市○○町☆-☆☆				
役員等の氏名④	生年月日	1 年		性別 男:м:
姓	<u></u>			1土力リ
<u></u> 姓(フリガナ)		名(フリガナ)		
住所				
役員等の氏名⑤	生年月日	年	月月日	性別 男: M
姓	'	名		
姓 (フリガナ)		名(フリガナ)		
住所				
: 1 この様式は、法人にあっては役員 照会するために用いるものです。	等が、個人にあって	は事業主と支配人が、欠	格要件に該当しないことを	月係機関に
この様式には、下記に該当する者 【法人】 取締役、執行役、業務	执行社員、相談役、	顧問、令3条の使用人、		
		る個人、出資総額の5/100 記載される者と同様です。	以上に相当する出資をするイ	固人)
3 パソコン等の電子計算機を用いて4 許可申請においては、上記注2に	該当する者全員を入	(力すること。	一防止のため、 手書きでは 網 新たに追加された者のみ を入	

第2編【建設業許可申請・経営事項審査の留意点】 A 建設業許可申請・変更届出書

②県独自様式の導入

~注意点~

- ・文字を<u>機械で読み取る</u>ため、**パソコン等で入力したもの**を印刷し、 ご提出ください。
 - また、印刷時は**片面印刷**としてください。
- ・人数が多い場合には、適宜様式を付け足してください。
- ・(更新等の)許可申請においては、前ページの照会対象者全員分を入力し、ご提出ください。
- ・様式第22号の2による変更届出書においては、新たに照会対象者と なった者のみを入力し、ご提出ください。

商号又は名称 <mark>栃木一建設</mark> 許可番号 第	99999	9 号				
役員等の氏名① 姓 栃木 姓(フリガナ) トチギ 住所 宇都宮市○○町××->	××	生年月日	25 年 名 一郎 名 (フリガナ) イチロウ	6 月	15 日	性別 M 男:
役員等の氏名② 姓 下野 姓 (フリガナ) シモツケ 住所 栃木市□□△-△-△		生年月日 S	54 名 宮子 名 (フリガナ) ミヤコ	11 月	9 日	性別「F」男:
役員等の氏名③ 姓 栃木 姓 (フリガナ) トチギ 住所 大田原市○○町☆ - ☆☆	i.	生年月日日	21 年 名 <mark>丸介</mark> 名 (フリガナ) マルスケ	12 月	11 日	性別 M 男:
役員等の氏名④ 姓 姓 (フリガナ) 住所		生年月日	年 名 名 (フリガナ)	Л	日	性別 男:
役員等の氏名⑤ 姓 <u>姓</u> (フリガナ) 住所		生年月日	年 名 名 (フリガナ)	月	B	性別 男:

③「株主(出資者)の追加・削除」に係る変更届出書での提出様式

株主(出資者)の<u>追加や削除</u>があった場合に、様式第14号「株主調書」を提出することが必須となります。

令和4年度版75ページ「1 許可を受けた後の届出等」

			第22号の2	変更届出書(第一面)												
			第1号別紙1	役員等の一覧表												
			第6号	誓約書												
2		新任	第12号	住所、生年月日等に関する調書												
				登記されていないことの証明書												
				身分証明書 * 1												
				登記事項証明書(商業登記)												
			第22号の2	変更届出書(第一面)												
3	役員	退任(辞任•死亡)	第1号別紙1	役員等の一覧表												
	等			登記事項証明書(商業登記)												
			第22号の2	変更届出書(第一面)												
4		代表者の交替	第1号別紙1	役員等の一覧表												
				登記事項証明書(商業登記)												
			第22号の2	変更届出書(第一面)												
5		氏名の変更(改姓・改名)、	第1号別紙1	役員等の一覧表 ※個人は不要												
		役職名の変更		登記事項証明書(商業登記) ※法人の場合												
				戸籍抄本又は住民票の抄本 ※個人(氏名変更の場合)												

令和5年度版95ページ「1 許可を受けた後の届出等」

			第22号の2	変更届出書(第一面)
			参考資料6	役員等一覧表(照会用) ※就任・追加の者のみ
			第1号別紙1	役員等の一覧表
			第6号	誓約書
2		<u>新任</u> (株主を含む。)	第12号	住所、生年月日等に関する調書
		(水土で百む。)		登記されていないことの証明書 ※株主は不要
				身分証明書 *1 ※株主は不要
		_		登記事項証明書(商業登記) ※株主のみの変更には不要
			第14号	株主(出資者)調書 ※株主の追加の場合には必要
	役		第22号の2	変更届出書(第一面)
3	員等	退任•辞任•死亡	第1号別紙1	役員等の一覧表
		(株主を含む。)		登記事項証明書(商業登記) ※株主のみの変更には不要
			第14号	株主(出資者)調書 ※株主の削除の場合に必要
			第22号の2	変更届出書(第一面)
4		代表者の交替	第1号別紙1	役員等の一覧表
				登記事項証明書(商業登記)
			第22号の2	変更届出書(第一面)
5		氏名の変更(改姓・改名)、	第1号別紙1	役員等の一覧表 ※個人は不要
		役職名の変更		登記事項証明書(商業登記) ※法人の場合
				戸籍抄本又は住民票の抄本 ※個人(氏名変更の場合)

「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」について

審査基準日が令和5年8月14日以降である申請より、建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用により就業 履歴の蓄積のために必要な体制が整えられていることが加点評価されます。

評価対象工事

以下の①~③を除く、**審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った**建設工事です。

- ①日本国外の建設工事
- 工事1件の請負金額が税込500万円未満 (建築一式の場合は、税込1,500万円未満または延べ床面積が150㎡に満たない工事 ②建設業法施行令で定める軽微な工事
- ③災害応急工事 「防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事)

該当する措置

以下の①~③を**全て実施している**場合に加点評価されます。

- ①CCUS上での現場・契約情報の登録
- ②建設工事に従事する者が**直接入力によらない方法*で**CCUS上に就業履歴を蓄積できる体制整備
- ③経営事項審査の申請時に誓約書(様式第6号)の提出

*直接入力によらない方法

就業履歴データ登録標準API連携認定システム(https://www.auth.ccus.jp/p/certified)により、 入退場履歴を記録できる措置を実施していること等 例)CCUSカードリーダー、顔認証システムの設置

①「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」について

加点の要件

- ・審査対象工事のうち、**民間工事を含む全ての建設工事**で該当措置を実施した場合 : **15点**
- ・審査対象工事のうち、全ての公共工事で該当措置を実施した場合 : 10点

※ただし、審査基準日以前1年のうちに審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点されません。

提出する書類

様式第6号「**建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書 及び情報共有に関する同意書**」に、所定の内容を記入して提出してください。

- ※他に提出する書類は原則ありません。
- ※該当措置を講じていない場合は、様式を提出する必要はありません。

①「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」について

一定改工争に促争する自り就未	復歴で苗傾するために必安は拍直の天心がが」に フレ
様式第6号	
(用紙A 4)	
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書 及び 情報共有に関する同意書	
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間に発注者から直接請け 負った建設工事について、以下のとおり、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するため に必要な措置を実施していることを誓約します。 また、建設業法第27条の26第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財 団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うこと に同意します。	◆ 審査対象の決算期を記入します。 ※終期がR5.8.14以降の申請が対象です。
地方整備局長 北海道開発局長 知事 殿 年 月 日	
建設キャリアアップシステム事業者ID	◆ 申請者の「建設キャリアアップシステム事業者ID」を記入します。
住所 商号又は氏名 代表者氏名	
申請区分 (1.全ての建設工事、2.全ての公共工事)	←─ 該当する措置に応じて、区分を選択します。
科 目 件 数	
措置実施工事件	
措置未実施工事 件 災害応急対策 件	← 科目に応じて工事件数を記入します。

②建設機械の保有状況(ダンプ車)の注意点

評価対象の「ダンプ車」とは

土砂の運搬が可能で、自動車検査証(以下「車検証」)の<u>車体の形状</u>欄に、 「**ダンプ**」「**ダンプフルトレーラ**」「**ダンプセミトレーラ**」と記載されている車両です。

《注意するポイント》

- ①以下の車両は評価の対象外です。
 - ・車体の形状が**キャブオーバ**の車両
 - ・軽自動車のダンプ車
 - ・車検証の備考に、土砂の運搬が制限されている旨記載がある車両
- ②当該ダンプ車が、事業の種類として建設業を届け出て表示番号の指定(例:宇都 建 9999)を 受けているか否かは、問いません。

提出する書類

- ①車検証(電子車検証の場合は、「<u>自動車検査証記録事項</u>」を代わりに添付) ※登録年月日と車検の有効期間満了日の間に、審査基準日となっているもの
- ②当該車両の写真(前面と側面を各々撮影したもの)
- ③当該車両の所有形態を確認する資料
 - ※所有者及び使用者が申請者である場合には、車検証のみで確認可。
 - ※リース車両で、審査基準日の1年7ヶ月後までに契約期間が終了するものは、「誓約書」を併せて提出

③技術者の有資格区分コードの追加

令和5年7月1日施行の建設業法施行規則改正により、主任技術者等の要件が緩和されたところ、<u>経審において</u> も、同改正により主任技術者等に該当することとなった者が評価されます。

コード	資格区分											3	建	設	業	Ė (カ	種	類	į										
J - F	〔必要な実務経験年数〕	土.	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	國步	# ,	具	水	消	清	解
113	一級土木施工管理技士*1	0			\triangle	0	0	Δ			\triangle	0	\triangle	0	0			0	\triangle			\triangle		_	\triangle		0		\triangle	0
11H	一級土木施工管理技士補*1				\triangle	\triangle	\triangle	\triangle			\triangle		\triangle		\triangle			\triangle	\triangle			Δ			Δ		\triangle		\triangle	
214	二級土木施工管理技士(土木)*1	0			\triangle	0	0	Δ			\triangle	\circ	\triangle	0	\bigcirc			\triangle	\triangle			\triangle			\triangle		0		\triangle	0
21J	二級土木施工管理技士補(土木)*1				\triangle	\triangle	\triangle	\triangle			\triangle		\triangle		\triangle			\triangle	\triangle			\triangle		4	\triangle		\triangle		\triangle	
215	二級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)*1				\triangle	Δ	Δ	Δ			\triangle		\triangle		\triangle			0	\triangle			\triangle		4	\triangle		\triangle		\triangle	\triangle
21K	二級土木施工管理技士補(鋼構造物塗装)*1				\triangle	\triangle	\triangle	\triangle			\triangle		\triangle		\triangle			\triangle	\triangle			\triangle		4	\triangle		\triangle		\triangle	
216	二級土木施工管理技士(薬液注入)*1				\triangle	0	Δ	Δ			\triangle		Δ		\triangle			Δ	Δ			Δ		_	\triangle		\triangle		\triangle	\triangle
21L	二級土木施工管理技士補(薬液注入)*1				\triangle	\triangle	Δ	\triangle			\triangle		\triangle		\triangle			Δ	Δ			\triangle		2	Δ		\triangle		\triangle	
120	一級建築施工管理技士*1		0	0	0	0	0	0			0	0	0			0	0	0	0	0	Δ	0				0	\triangle	\triangle	\triangle	0
12C	一級建築施工管理技士補*1			\triangle	Δ	Δ	\triangle	Δ			\triangle		\triangle			Δ	\triangle	Δ	Δ	\triangle	Δ	Δ				\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	
221	二級 " (建築) *1		\bigcirc	\triangle	\triangle	Δ	\triangle	Δ			\triangle		\triangle			Δ	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	Δ	\triangle				\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	0
222	〃 (躯体) *1			0	\triangle	0	\triangle	Δ			0	0	0			Δ	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	Δ	\triangle				Δ	\triangle	\triangle	\triangle	0
223	" (仕上げ) *1			0	0	Δ	0	0			0		Δ			0	\circ	0	0	0	Δ	0				0	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle
22D	二級建築施工管理技士補*1			Δ	Δ	Δ	\triangle	Δ			\triangle		\triangle			Δ	Δ	Δ	Δ	\triangle	Δ	Δ				Δ	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle
127	一級電気工事施工管理技士								0												Δ							\triangle		
12E	一級電気工事施工管理技士補																				Δ							\triangle		
228	二級電気工事施工管理技士								0												Δ							\triangle		
22F	二級電気工事施工管理技士補																				Δ							\triangle		
129	一級管工事施工管理技士									0			\triangle		\triangle	\triangle					Δ	Δ		7	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	
12G	一級管工事施工管理技士補												\triangle		\triangle	Δ					Δ	\triangle			Δ	Δ	\triangle	\triangle	\triangle	
230	二級管工事施工管理技士									\circ			Δ		\triangle	Δ					Δ	\triangle		_	\triangle	Δ	\triangle	\triangle	\triangle	
23A	二級管工事施工管理技士補												\triangle		\triangle	Δ					Δ	Δ		4	\triangle	Δ	\triangle	\triangle	\triangle	
133	一級造園施工管理技士*1				\triangle	Δ	\triangle	Δ			Δ		\triangle		\triangle			Δ	Δ			\triangle	() <u>/</u>	\triangle		\triangle		\triangle	\triangle
13D	一級造園施工管理技士補*1				\triangle	Δ	\triangle	Δ			\triangle		\triangle		\triangle			Δ	Δ			Δ			Δ		Δ		\triangle	
234	二級造園施工管理技士*1				\triangle	Δ	\triangle	Δ			\triangle		\triangle		\triangle			\triangle	\triangle			Δ	() 4	Δ		\triangle		\triangle	\triangle
23E	二級造園施工管理技士補*1				Δ	\triangle	\triangle	\triangle			\triangle		\triangle		\triangle			\triangle	\triangle			\triangle			\triangle		\triangle		\triangle	

技術者の評点

1点(左記表中の△) ※一級・二級の別、技士・技士補の別 は問いません。

技術者の要件

・一級

第一次または第二次検定合格後、申請業種に関し3年以上の実務経験

・二級

第一次または第二次検定<u>合格後</u>、 申請業種に関し5年以上の実務経験

《表の凡例》

改正により新たに加わった有資格区分と対象業種

既存の有資格区分にて新たに加わった対象業種

③技術者の有資格区分コードの追加

評価対象の時期

審査基準日が令和5年7月1日以降の申請において、評価対象となります。 単に「令和5年7月1日以降の申請」ではありませんので、ご注意ください。

提出する確認書類

- ①第一次または第二次検定に係る、技術検定の合格証明書
 - ※実務経験の部分に関しては、従前の扱いと同様にその確認資料は求めていません。
- ②当該技術者の**常勤性**を確認する資料 (社会保険の標準報酬月額決定通知書、住民税の特別徴収額決定通知書等)
- ③ (当該技術者が技術職員名簿に初めて記載された場合は…)

審査基準日前6ヶ月を超えた申請者との雇用関係を確認する資料

(健康保険被保険者証、前年の標準報酬月額決定通知書等)

※③について、前回申請から継続して技術職員名簿に記載されている者については不要。